

3月定例会

平成30年度榎原市一般会計予算など 37議案を可決、承認案件1件を不承認

平成30年3月定例会は3月5日に招集され、28日までの24日間の会期で開催しました。

本定例会では、条例案件19件、その他の案件7件、平成29年度補正予算4件、平成30年度当初予算9件、承認1件、同意3件、意見書3件の議案の審議と報告1件を行いました。

なお、一般質問は、3月22日と23日に行われ、8議員から市政全般にわたり質問がありました。

可決議案

条例案件

榎原市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正

人事院勧告、県内の最低賃金の引上げ等を踏まえ、当市における人材確保を図るため、一般職非常勤職員及び臨時職員の報酬及び賃金について増額改定を行うもの

榎原市の一般職の職員の給与に関する条例及び榎原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

国家公務員の給与水準及び本市の厳しい財政状況を踏まえ、平成30年4月から平成32年3月までの間、管理職の職員に支給する給料月額を暫定的に減額する措置を講ずるもの

榎原市まちなみ交流センター条例の一部改正

まちなみ交流センターとして、新たに今井まちなみ館別館

を設置するため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、所要の改正を行うもの

榎原市国民健康保険税条例の一部改正

国民健康保険法等の一部改正により、国民健康保険制度の県単位化等の見直しが行われるため、及び減免手続の見直しを行うため、所要の改正を行うもの

榎原市保健福祉センター条例の一部改正

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

榎原市犯罪被害者等支援条例の制定

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等を支援するための施策を総合的に推進していくため、当該施策の基本となる事項を定める条例を制定するもの

榎原市手話言語条例の制定

障害者基本法に手話が言語として位置付けられたことを

踏まえ、手話の普及、手話を使用しやすい環境の整備等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本となる事項を定める条例を制定するもの

榎原市国民健康保険条例の一部改正

国民健康保険法等の一部改正により、国民健康保険制度の県単位化等の見直しが行われるため、所要の改正を行うもの

榎原市後期高齢者医療に関する条例の一部改正

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、国民健康保険被保険者の住所地特例について、年齢到達等による後期高齢者医療制度への移行後も継続して適用させるため、所要の改正を行うもの

榎原市介護保険条例の一部改正

介護保険法及び同法施行令の規定により、平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者の保険料率の算定に係る所得段階区分を細分化するとともに、保険料額を改定す